

石巻市議会議長交際費支出基準

平成20年4月1日 適用

(目的)

第1条 この基準は、石巻市議会議長（以下「議長」という。）が議会を代表して交際するために要する経費（以下「議長交際費」という。）の公正な支出を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の支出)

第2条 議長は、市議会の運営及び市政にとって有益と認めたもの並びに交際上必要と認めたものについて、予算の範囲内で議長交際費を支出する。

(種別及び支出範囲)

第3条 議長交際費の種別及び支出範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、議長が交際上特に必要があると認めるものについては、予算の範囲内で議長交際費を支出することができるものとする。

(1) 祝金

祝金は、祝賀会、記念式典、行事等に議長が出席する場合に限り、原則として1万円を限度として支出する。ただし、代理として副議長等が議会を代表して出席する場合には議長出席の場合に準じて支出する。

(2) 弔慰金

弔慰金は、葬儀における香典、供花等について支出する。支出にあたっては、別表に定める支出基準によるものとする。

(3) 会費

会費は、議長が、各種団体等の主催する総会、新年会、懇親会等に出席する場合、その会費の実費を支出する。ただし、実費が不明の場合にあつては、会場等を考慮してその都度決定し、参加者の範囲については、祝金の例による。

(4) 見舞金

見舞金は、病気、災害、事故等の見舞いについて支出する。金額は社会通念上妥当と認められる額とする。

(5) 賛助金

賛助金は、平和運動、ボランティア活動、その他民間団体等が行う事業等で、その趣旨、目的等が公共的または公益的なものについて支出する。

(6) その他

前各号に規定するもののほか、議会運営上議長が特に必要と認める経費

(議長交際費の不支出)

第4条 第2条及び前条の規定にかかわらず、政党その他の政治団体、宗教団体等に対するものはこれを支出しない。

(議長交際費の公表)

第5条 議長交際費の支出内容については、公表する。

2 前項の公表は、石巻市ホームページに掲載するとともに、石巻市情報公開コーナーに備え閲覧に供することにより行なうものとする。

(支出基準の見直し)

第6条 この基準については、社会経済状況の変化等を十分考慮し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（単位：円）

対 象	区 分	本 人			親 族（配偶者・実父母・子）			
		香典	生花	弔電	香典	生花	弔電	
市議会議員		10,000	○	○	5,000	—	○	
元市議会議員		5,000	—	○	—	—	—	
市特別職		10,000	—	○	5,000	—	○	
市部長職		5,000	—	○	—	—	—	
元市特別職		5,000	—	—	—	—	—	
関係自治体の議長		5,000	—	—	—	—	—	
地元選出県・国会議員		5,000	—	○	5,000	—	○	
その他関係者		その都度協議する。						

※ 灯籠については、平成21年度より贈らないこととする。